

議員提出議案第7号

三朝町議会の議員の定数を定める条例の設定について

次のとおり三朝町議会の議員の定数を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年9月25日

提出者	三朝町議会議員	岡	本	岩	夫
賛成者	三朝町議会議員	小	椋	昭	一
賛成者	三朝町議会議員	香	川	和	久
賛成者	三朝町議会議員	杉	原	憲	靖
賛成者	三朝町議会議員	横	木	文	雄
賛成者	三朝町議会議員	徳	田	修	一郎
賛成者	三朝町議会議員	牧	田	武	文

平成14年9月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数は、16人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

（三朝町議会の議員の定数を減少する条例の廃止）

2 三朝町議会の議員の定数を減少する条例（平成12年三朝町条例第36号）は、廃止する。